２　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が法第九十一条の二第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　当該組合が包括承継によって消滅する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会（以下「消滅連合会」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　承継組合についての次に掲げる事項

(1)　当該承継組合が漁業生産組合である場合は、最終事業年度に係る決算書類（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合は、最終事業年度に係る決算関係書類（法第四十条第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する決算関係書類（附属明細書を除く。）をいう。以下この条及び第二百十条の二第一項において同じ。）（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日における貸借対照表）の内容

(3)　（略）

ニ～ヘ　（略）

四　当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　消滅連合会（解散したものを除く。以下このロにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、消滅連合会の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ハ～ヘ　（略）

（事業譲渡等に係る承認に関する議案）

第百七十五条　理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員）が事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部を移転する場合にあっては、包括移転に限る。）（以下「事業譲渡等」という。）に係る承認に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（議決権行使書面）

第百七十六条　法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項又は第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

２　第百六十三条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、法第四十七条の五第二項の承諾をした組合員又は会員の請求があったときに、当該組合員又は会員に対して、法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

３・４　（略）

２　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が法第九十一条の二第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二　（略）

三　当該組合が包括承継によって消滅する漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会（以下「消滅連合会」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　承継組合についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算書類（附属明細書を除く。以下この条において同じ。）（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日における貸借対照表）の内容

（新設）

(2)　（略）

ニ～ヘ　（略）

四　当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　消滅連合会（解散したものを除く。以下このロにおいて同じ。）についての次に掲げる事項

(1)　最終事業年度に係る決算書類（最終事業年度がない場合にあっては、消滅連合会の成立の日における貸借対照表）の内容

(2)　（略）

ハ～ヘ　（略）

（事業譲渡等に係る承認に関する議案）

第百七十五条　理事（法第三十四条の二第三項の組合にあっては、経営管理委員）が事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部を移転する場合にあっては、包括移転に限る。）（以下「事業譲渡等」という。）に係る承認に関する議案を総会に提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三　（略）

（議決権行使書面）

第百七十六条　法第四十七条の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第四十七条の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百二条第三項又は第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

２　第百六十三条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、法第四十七条の六第二項の承諾をした組合員又は会員の請求があったときに、当該組合員又は会員に対して、法第四十七条の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

３・４　（略）